



経済産業省



価格転嫁・取引適正化対策の 最近の動きと今後の方針

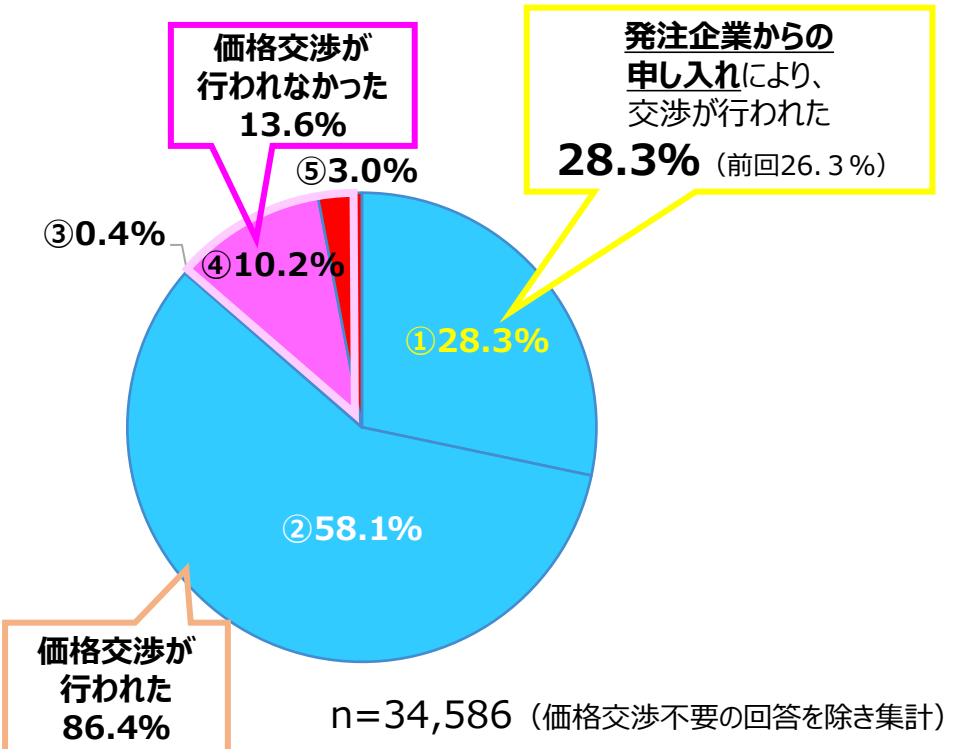
令和7年1月
中小企業庁

価格交渉促進月間（2024年9月）フォローアップ調査の結果

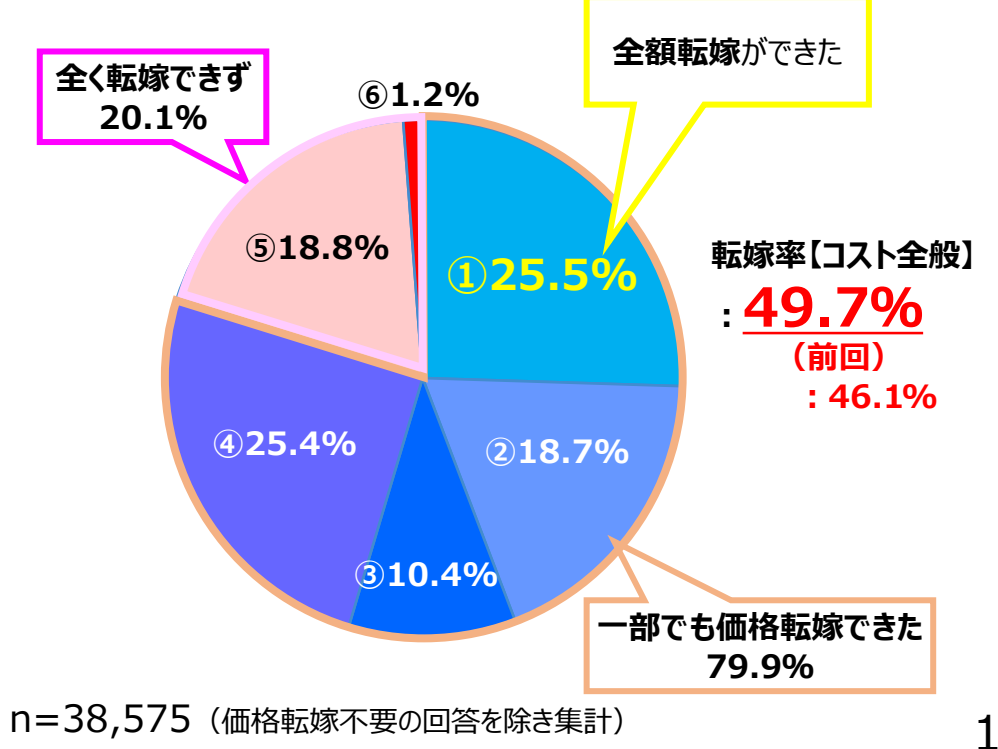
価格交渉・価格転嫁の状況

- 「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合（①）は、前回から約2ポイント増の**28.3%**となり、交渉しやすい雰囲気醸成されつつある。**価格交渉できた企業の7割では労務費についても価格交渉できた**との結果。
- 価格転嫁率は49.7%**で、前回調査から約3ポイント増加。**労務費の転嫁率も44.7%**と前回調査から4.7ポイント増加。他方、「全く転嫁できなかった」企業も約2割残っており、2極化が明らかになった。
- 1月21日、**発注企業ごとの交渉・転嫁の状況を公表**。今後、**状況の芳しくない発注企業の経営トップへ事業所管大臣名で指導・助言**を行う。（企業リスト https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/dl/202409/result_02.pdf）

< 価格交渉 >



< 価格転嫁 >

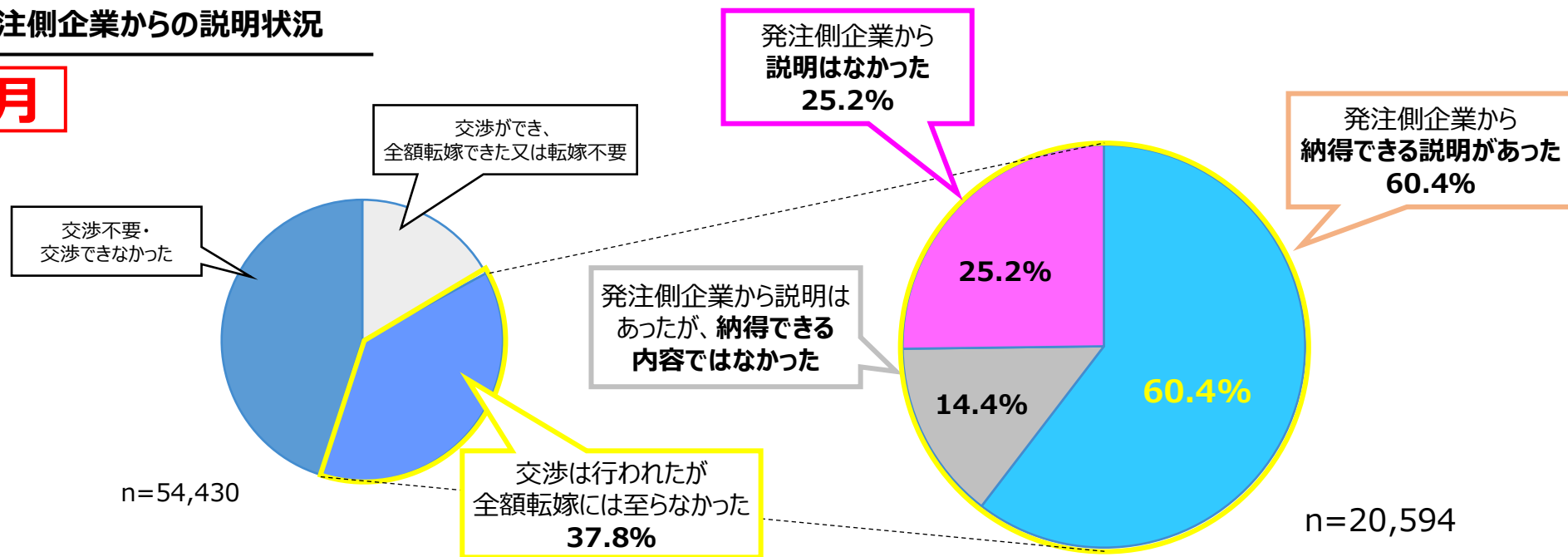


価格転嫁に関する発注側企業による説明

- 価格交渉が行われたものの、コスト上昇分の全額の価格転嫁には至らなかった企業（全体の37.8%）のうち、発注側企業から価格転嫁について、「納得できる説明があった」と回答した企業は約6割。
- 一方で、「発注側企業から説明はあったものの、納得できるものではなかった」又は「発注側企業からの説明はなかった」とする回答が約4割。
 - 発注側企業に対し、価格交渉の場の設定のみならず、価格に関する受注側企業への十分な説明も求めていく必要。

発注側企業からの説明状況

9月



アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲ 自社の要望は全く聞き入れず、希望額の半分しか値上げされなかった。事前に説明等もなく、一方的に決められた。
- ▲ 労務費の上昇について資料を作成し協議を行ったが、明確な根拠なく価格は据え置かれ、10年近く単価が変わっていない。

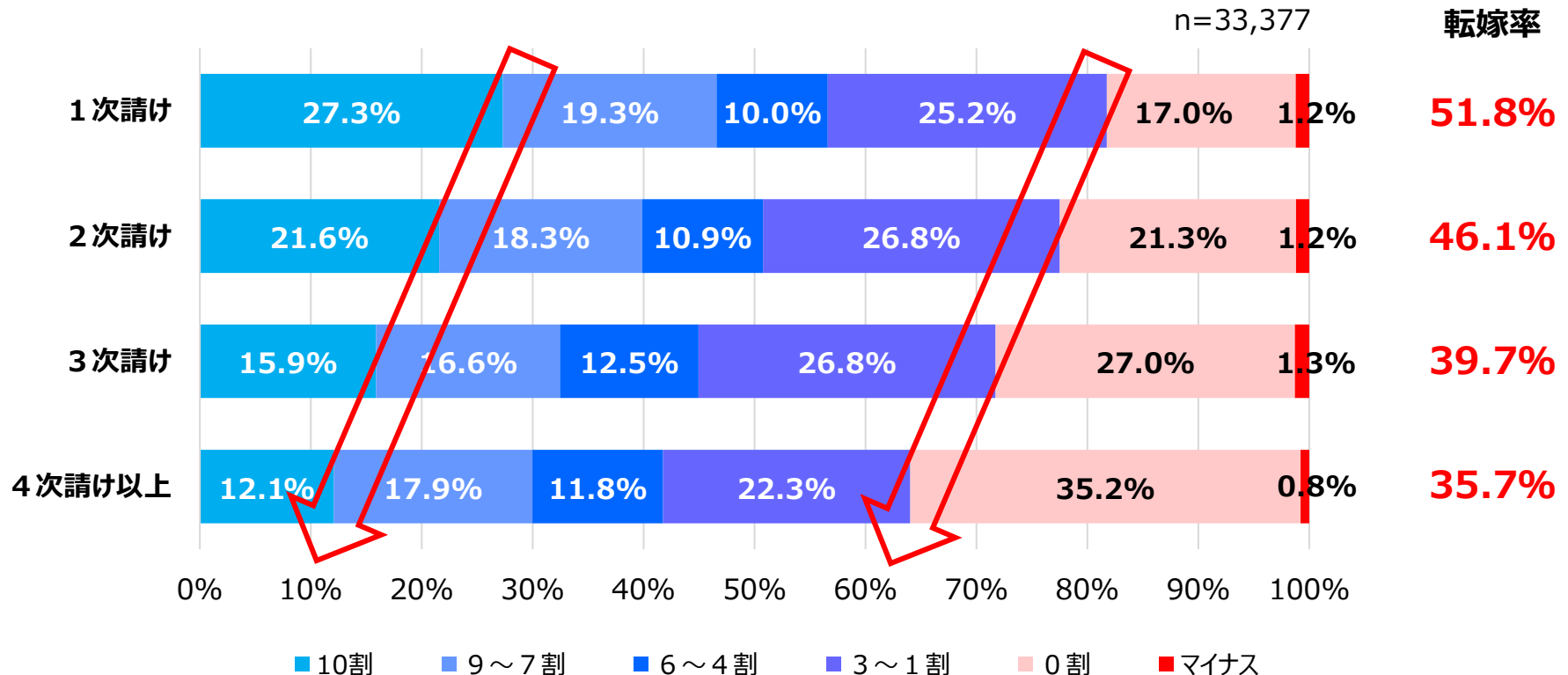
価格交渉促進月間（2024年9月）フォローアップ調査の結果（11月29日公表）

サプライチェーンの各段階（※）における価格転嫁の状況

※各取引段階：受注側中小企業に対する、「自社が、最終製品・サービスを提供する企業から数え、どの取引段階に位置しているか」との質問への回答を集計したもの。

- **価格転嫁率は、1次請けの企業は5割超（51.8%）に対し、4次請け以上の企業は35%程度**
- 特に、**4次請け以上の階層**においては、**全額転嫁できた企業の割合は1割程度**にとどまり、**全く転嫁できなかった**又は**減額された企業は、4割近く**（36.0%）に上る。
- 受注側企業の**取引段階が深くなるにつれて、価格転嫁割合が低くなる**傾向。
⇒ より深い段階への**価格転嫁の浸透**が課題。

受注側企業の取引段階と価格転嫁率



価格交渉促進月間（2024年9月）フォローアップ調査の結果（11月29日公表）

価格転嫁の状況の業種別ランキング（発注企業の業種別に集計）

製造業系が上位にあり、トラック運送、放送コンテンツ等が厳しい等の全体的な傾向は従前通りだが、**トラック運送は約1ポイント、放送コンテンツは約6ポイント上昇し、全体的には改善傾向**にある。

2024年9月			コスト増に対する転嫁率	各要素別の転嫁率		
				原材料費	エネルギー費	労務費
①全体			↑ 49.7% (46.1%)	↑ 51.4% (47.4%)	↑ 44.4% (40.4%)	↑ 44.7% (40.0%)
②業種別	1位	化学	↑ 61.9% (61.0%)	↑ 65.0% (63.2%)	↑ 57.9% (54.1%)	↑ 54.6% (51.1%)
	2位	飲食サービス	↑↑ 59.0% (51.5%)	↑↑ 61.2% (53.0%)	↑↑↑ 49.0% (38.3%)	↑↑↑ 49.4% (37.8%)
	3位	造船	↑↑ 57.0% (49.1%)	↑↑ 62.1% (53.8%)	↑↑↑ 56.5% (45.2%)	↑↑↑ 53.2% (42.5%)
	4位	食品製造	↑↑ 55.3% (50.0%)	↑↑ 58.3% (51.6%)	↑ 47.6% (42.7%)	↑↑ 47.2% (41.2%)
	5位	電機・情報通信機器	↑ 54.8% (51.2%)	↑ 58.9% (55.9%)	↑↑ 49.6% (43.8%)	↑↑ 48.7% (42.9%)
	6位	機械製造	↑ 54.3% (51.9%)	↑ 60.7% (57.0%)	↑ 49.1% (45.3%)	↑ 47.4% (43.3%)
	7位	製薬	↑ 53.6% (53.5%)	↑ 60.4% (56.5%)	↑ 54.2% (49.7%)	↑ 46.5% (44.1%)
	8位	自動車・自動車部品	↑ 51.9% (47.1%)	↑ 59.8% (54.8%)	↑ 51.8% (47.2%)	↑↑↑ 48.9% (37.2%)
	9位	建材・住宅設備	↑↑ 51.6% (44.4%)	↑ 51.6% (47.0%)	↑↑ 44.9% (39.5%)	↑ 42.8% (39.4%)
	10位	卸売	↑ 51.2% (47.0%)	↑ 51.7% (47.5%)	↑ 43.9% (39.6%)	↑ 42.9% (38.3%)
	11位	廃棄物処理	↑↑↑ 50.7% (39.1%)	↑↑ 43.1% (35.0%)	↑↑↑ 47.0% (34.8%)	↑↑↑ 48.7% (34.6%)
	12位	建設	↑ 50.3% (46.9%)	↑ 51.6% (47.3%)	↑ 46.0% (42.0%)	↑ 47.4% (43.8%)
	12位	金属	↑ 50.3% (46.2%)	↑↑ 55.4% (49.8%)	↑ 44.5% (41.5%)	↑ 42.6% (37.9%)
	14位	紙・紙加工	↑↑ 50.2% (45.1%)	↑ 49.9% (45.9%)	↑↑ 43.0% (37.5%)	↑↑ 42.7% (37.4%)
	15位	鉱業・採石・砂利採取	↑ 49.8% (48.6%)	↓ 47.4% (47.8%)	↑ 43.6% (43.3%)	↑ 43.4% (42.0%)
	16位	繊維	↓ 49.0% (49.9%)	↓ 48.8% (51.4%)	↑ 45.3% (43.2%)	↑↑ 46.8% (41.3%)
	17位	小売	↑ 48.8% (47.1%)	↑ 49.2% (47.8%)	↑ 41.7% (40.5%)	↑ 40.5% (38.6%)
	18位	印刷	↑ 48.5% (43.5%)	↑ 49.0% (46.6%)	↑ 41.1% (37.2%)	↑↑ 40.6% (34.7%)
	19位	生活関連サービス	↑↑ 48.4% (39.6%)	↑↑ 48.2% (40.5%)	↑↑ 41.2% (31.8%)	↑↑↑ 42.7% (31.2%)
	20位	不動産・物品賃貸	↑↑ 48.1% (42.1%)	↑ 46.5% (41.8%)	↑ 41.0% (38.7%)	↑↑ 45.4% (38.9%)
	21位	電気・ガス・熱供給・水道	↓ 48.0% (48.3%)	↓ 49.0% (49.4%)	↓ 43.5% (44.9%)	↓ 43.9% (45.1%)
	22位	石油製品・石炭製品製造	↑ 47.6% (43.9%)	↑ 55.5% (51.8%)	↑ 42.9% (38.8%)	↑ 41.0% (37.4%)
	23位	情報サービス・ソフトウェア	47.1% (47.1%)	↓ 38.0% (39.7%)	↓ 34.0% (35.1%)	↑ 46.3% (46.2%)
	24位	通信	↑↑ 47.0% (40.8%)	↑↑ 44.7% (38.9%)	↑↑ 40.5% (35.0%)	↑↑ 45.7% (38.3%)
	25位	運輸・郵便（トラック運送除く）	↑↑ 45.5% (39.8%)	↑↑ 44.3% (37.2%)	↑↑ 41.6% (35.2%)	↑↑ 42.8% (35.8%)
	26位	農業・林業	↑ 41.2% (38.8%)	↑ 39.9% (39.1%)	↑ 37.3% (33.8%)	↑ 36.1% (32.2%)
	27位	金融・保険	↑↑ 40.9% (35.3%)	↑ 36.3% (34.1%)	↑ 31.7% (28.8%)	↑↑ 37.4% (32.3%)
	28位	放送コンテンツ	↑↑ 39.8% (33.7%)	↑↑ 40.4% (33.8%)	↑↑ 36.2% (27.8%)	↑↑ 36.8% (31.7%)
	29位	広告	↓↓↓ 31.4% (46.9%)	↓↓↓ 32.3% (49.1%)	↓↓↓ 26.4% (40.2%)	↓↓↓ 32.1% (42.3%)
	30位	トラック運送	↑ 29.5% (28.1%)	↑ 25.7% (24.6%)	↑ 27.2% (25.9%)	↑ 26.9% (24.0%)
-	その他	-	-	-	-	

※ 3月時点との変化幅と矢印の数の関係 ↑：1～4ポイント上昇、↑↑：5～9ポイント上昇、↑↑↑：10ポイント以上上昇

※（）内は前回の転嫁率を示す。

自主行動計画の改定状況（全額転嫁・労務費指針）

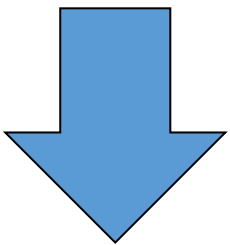
業界	団体	改定目処	業界	団体	改定目処	業界	団体	改定目処			
自動車	日本自動車工業会	改定済み	家具・建材・住宅整備	日本建材・住宅設備産業協会	改定済み	食品製造業	食品産業センター	改定済み			
	日本自動車部品工業会	改定済み		アジア家具フォーラム	-		酒類業中央団体連絡協議会	-			
素形材	11団体連名 日本金型工業会 日本金属熱処理工業会 日本金属プレス工業協会 日本ダイカスト協会 日本鍛造協会 日本鋳造協会 日本鋳鍛鋼会 日本粉末冶金工業会 日本鍛圧機械工業会 日本工業炉協会 日本ハルプ工業会	改定済み		日本オフィス家具協会	-	食品卸売業	日本加工食品卸協会	改定済み ※全額転嫁は「2月」			
				日本家具産業振興会	-		日本外食品流通協会	改定済み			
				全日本ベッド工業会	-		日本給食品連合会	改定済み			
				日本ガス石油機器工業会	-		全国給食事業協同組合連合会	改定済み			
			紙・紙加工業	日本製紙連合会	改定済み		全国青果卸売市場協会	-			
			全国段ボール工業組合連合会	改定済み	全国魚卸売市場連合会		-				
			金属産業	日本鉄鋼連盟	改定済み	化学産業	6団体連名 日本化学工業協会 塩ビ工業・環境協会 化成工業協会 石油化学工業協会 日本ゴム工業会 日本プラスチック工業連盟	改定済み	飲食業	日本フードサービス協会	改定済み
				日本電線工業会	改定済み				不動産管理業	マンション管理業協会	改定済み
日本アルミニウム協会	改定済み	日本賃貸住宅管理協会		-							
日本伸銅協会	改定済み	電力業		送配電網協議会	改定済み						
機械製造業	日本産業機械工業会	改定済み	トラック運送業	全日本トラック協会	改定済み	【改訂対象団体】	改定済み	2月以降 改定公表予定	計		
	日本工作機械工業会	改定済み		建設業	日本建設業連合会		3月	60団体	6団体	66団体	
	日本建設機械工業会	改定済み	警備業	全国警備業協会	改定済み ※全額転嫁は「9月」	通信	電気通信事業者協会	-			
	日本半導体製造装置協会	改定済み		放送コンテンツ業	放送コンテンツ適正取引推進協議会		改定済み ※全額転嫁は「4月」	商社	日本貿易会	/	
	日本ロボット工業会	改定済み	印刷業		日本印刷産業連合会	改定済み	金融業		全国銀行協会	改定済み	
	日本計量機器工業会	改定済み		造船業	日本造船工業会	改定済み ※全額転嫁は「調整中」		住宅業	住宅生産団体連合会	改定済み	
	日本分析機器工業会	改定済み	日本中小型造船工業会		改定済み	広告業	日本広告業協会		改定済み		
日本鉄道車輛工業会	-	航空宇宙工業	日本航空宇宙工業会	改定済み	繊維		2団体連名 日本繊維産業連盟 繊維産業流通構造改革推進協議会	改定済み			
電気・情報通信機器	電子情報技術産業協会	改定済み	情報サービス・ソフトウェア	情報サービス産業協会		改定済み	流通業・小売業	日本スーパーマーケット協会	改定済み		
	ビジネス機械・情報システム産業協会	改定済み		流通業・小売業	全国スーパーマーケット協会	2月		日本フランチャイズチェーン協会	改定済み		
	情報通信ネットワーク産業協会	改定済み	日本チェーンドラッグストア協会		改定済み	日本ボランティアチェーン協会		改定済み			
	日本電機工業会	改定済み	日本DIY・ホームセンター協会	改定済み							
カメラ映像機器工業会	改定済み										

改定済み	2月以降 改定公表予定	計
60団体	6団体	66団体
新規策定		
12団体		

手形の利用に関するこれまでの経緯

- **成長戦略実行計画（令和3年6月 閣議決定）**

「本年夏を目途に、産業界及び金融界による自主行動計画の策定を求めることで、5年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する。まずは、下請代金の支払に係る約束手形の支払サイトについて60日以内への短縮化を推進する。」



- 「**手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について**」の発出（令和6年4月）

令和6年11月1日以降、親事業者が下請代金の支払手段として、手形期間が60日を超える長期の手形を交付した場合、割引困難な手形に該当するおそれがあるとして、その親事業者に対し、指導する（※電子記録債権及び一括決済方式も同様。）。

約束手形、電子記録債権、一括決済方式を利用している皆様

交付から満期日までの期間 60日 を超えていませんか？

2024年11月以降、交付から満期日までの期間が60日を超える約束手形、電子記録債権、一括決済方式は、行政指導の対象となります。

※11月以降に交付された約束手形は、2024年11月1日以前に交付された約束手形とは異なり、2024年11月1日以後に交付された約束手形は、2024年11月1日以後に交付された約束手形として扱われます。

手形サイト60日 手形サイト90日 手形サイト120日

手形払い(サイト60日)の例

5月納品 5月末締め・請求 6月末支払い
手形交付

6月未満納日 現金化

※政府は、2026年を目途とした、約束手形の利用廃止にも取り組んでいます。

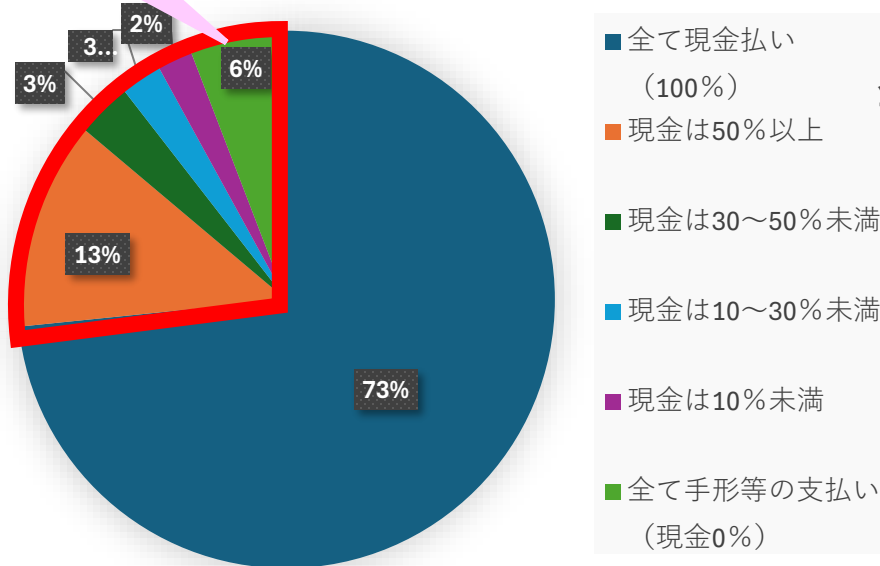
支払条件（下請事業者からの発注先に対する支払状況）について

<取引条件改善状況調査・自主行動計画F U調査合計値（令和6年度）>

- 令和6年11月に現金化までの期間が60日を超える約束手形等を、下請法上の「割引困難な手形」に該当するおそれがあるとして、公取委・中企庁による指導の対象とした。
- 現状、代金支払で、一部でも、手形等が含まれる企業の割合は約27%。
- また、発注者の支払い手段に応じて、受注者の支払いは大きく変化する。発注側から全て現金で支払われた場合の下請側の支払手段は現金率が91%
- 下請事業者に資金繰りの負担を寄せないよう、現金化までの期間を短縮する、又は代金は現金払い化するといった支払い条件改善に、サプライチェーン全体で取り組むことが必要。

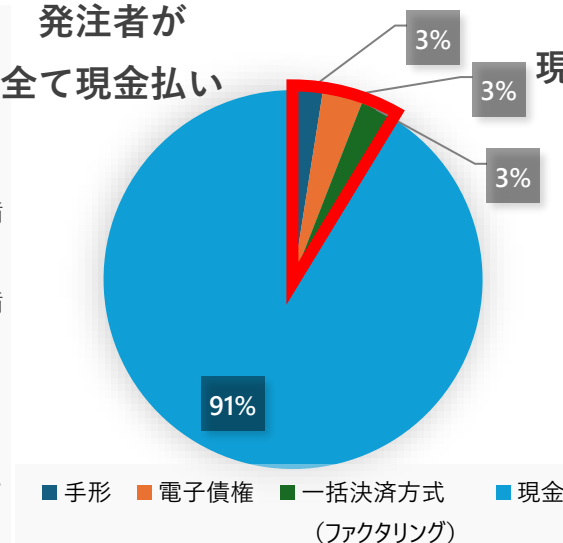
手形等での支払い
約27%

支払方法（受注側）



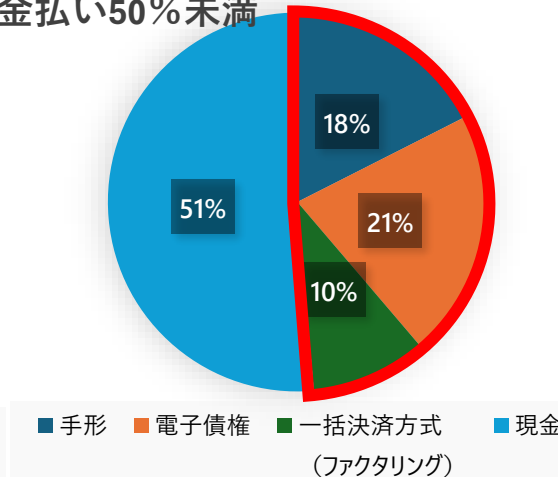
受注者側の支払手段（発注側の支払手段別）

発注者が
全て現金払い



n=18547

発注者が
現金払い50%未満

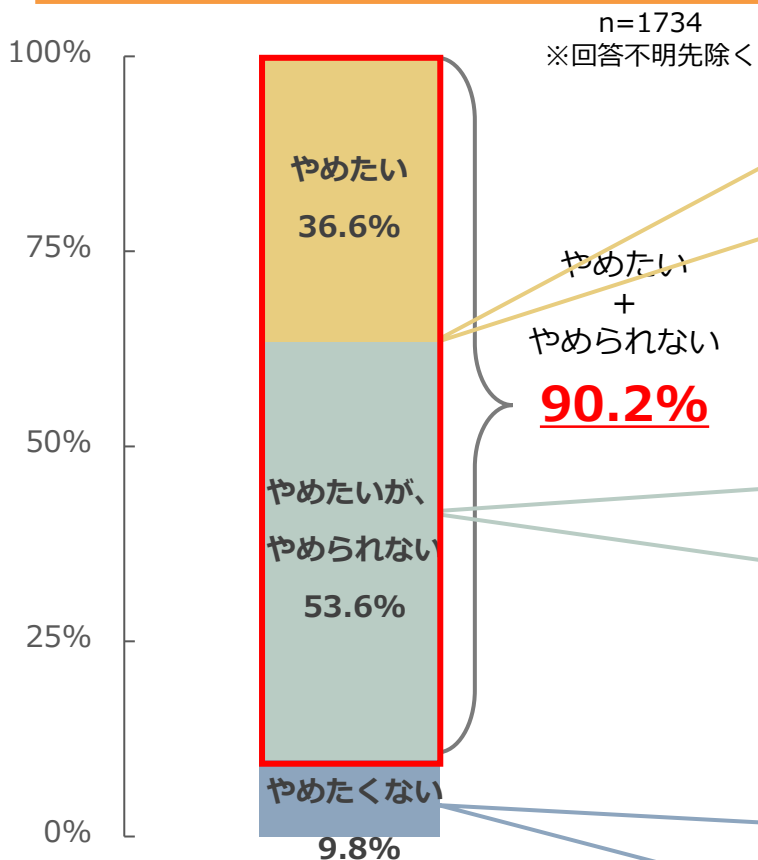


n=3491

(参考 1) 手形等の現状 (手形等利用の動向調査 ③受取人の利用意向)

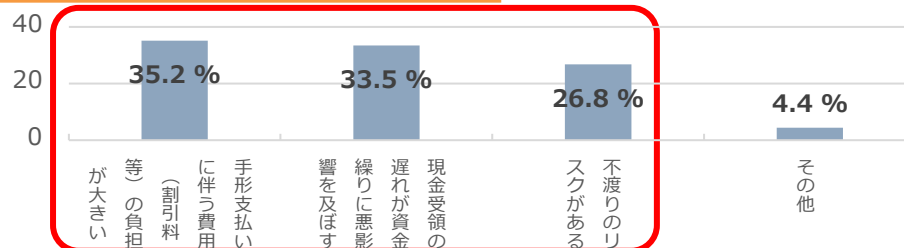
- 手形受取をやめたい (「やめたい」 + 「やめたいが、やめられない」) という回答が9割以上を占めた。
- やめたい理由として、「手形支払いに伴う費用 (割引料等) の負担が大きい」「現金受領の遅れが資金繰りに悪影響を及ぼす」「不渡りリスクがある」が挙げられている。
- 一方、やめられない理由としては、「取引先の希望」が最多であった。

1. 受取人の利用意向



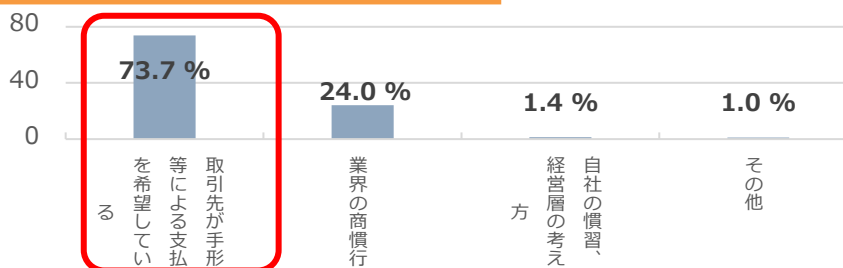
2. 手形受取をやめたい理由

n= 1,564



3. 手形受取をやめられない理由

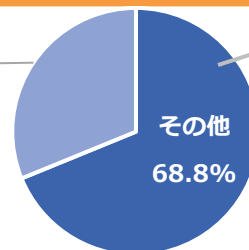
n= 929



4. 手形受取をやめたくない理由

n= 170

取引先によっては、製品の納入日等から支払日までの期間が現金より短いため



<主な意見>

- 手形受取でも資金繰りに影響がないため。
- 受取手形を自社の支払いに使用しているため。
- 取引先に手形での支払いを続けたいため。
- 長年の慣習であるため。

(出所) 中小企業庁・公正取引委員会
「下請取引等の実態に係るアンケート調査」

取引適正化に向けた、中小企業庁の今後の取組

1. 下請法による対応

- (1) 公正取引委員会と連携した**下請法改正の検討**
- (2) 審査ノウハウや端緒情報共有を通じた**下請法の執行強化**
- (3) 下請法の勧告を受けた企業に対する**補助金交付や入札参加資格停止**の方策の検討
⇒ **各省庁においても同様の検討をお願いしたい。**

2. サプライチェーン全体での取引適正化に向けた対応

<価格転嫁対策>

- (1) 交渉・転嫁の状況の芳しくない発注企業の経営トップに対する、**事業所管大臣名の指導・助言**
⇒ 2024年9月の価格交渉促進月間に基づき、**各省庁から約10社への指導・助言をお願いしたい。**
- (2) 下請Gメンが把握した取引実態等を活用した**行政指導の強化**

<支払い条件の改善>

- (1) 価格交渉促進月間における**実態調査・公表**

※2025年3月の価格交渉促進月間において、新たに、受注側への振込手数料や手形割引料の負担をしわ寄せする実態を調査し、発注企業ごとの状況を公表。

⇒ **各省庁から所管業界に対して周知・呼びかけをお願いしたい。**

「価格転嫁、賃上げ等のチャレンジを進める中小企業を応援する車座」 (2025年1月16日)

- ・ 参加企業より、価格交渉・転嫁の厳しい実態や、中小企業の利益を損ねる商慣習等について報告あり。
- ・ 石破総理より関係大臣へ、価格転嫁、取引適正化の徹底に向けて、更なる対策を講じるよう指示。

参加企業 (順不同・敬称略)

- ① 磨棒鋼 (みがきぼうこう) 工業組合【東京 製造業】
理事長 多田 茂
- ② (株) セキュリティー【岐阜県 警備業】
代表取締役会長 幾田 弘文
- ③ 富士電子工業 (株)【大阪府 製造業】
代表取締役社長 渡邊 弘子
- ④ (株) ロッキー【熊本県 小売業】
代表取締役社長 竹下 光伸
- ⑤ (株) 吉村【品川区 製造業】
代表取締役社長 橋本 久美子
- ⑥ (株) フジワラテクノアート
【岡山県 製造業】
代表取締役副社長 藤原 加奈

政府出席者

- ① 石破 内閣総理大臣
- ② 赤澤 新しい資本主義
担当大臣
- ③ 武藤 経済産業大臣
- ④ 橘 内閣官房副長官
- ⑤ 青木 内閣官房副長官
- ⑥ 矢田 総理大臣補佐官



総理の締めくり発言の要旨（価格転嫁・取引適正化関係）

「価格転嫁、賃上げ等のチャレンジを進める中小企業を応援する車座」（2025年1月16日）

1. 中小企業が価格転嫁できるような仕組み、あるいは、価格転嫁を阻害する**商慣習の一扫**に向けて、
 - ①各業界において、
 - ・下請法違反が無いか（自主）点検をする
 - ・違反があって（中小企業が）不利益を受けた場合にいかに補償されるかということも考えていかなければならない。
 - ②サプライチェーンの頂点となる企業や業界に対して、
 - ・直接の取引先の更に先まで価格転嫁が可能となるような価格決定をしてもらわなければならないし
 - ・それが隅々まで伝わるように（情報発信を）していかなければならない。
 - ③「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する**指針**」の遵守の徹底を関係大臣にお願いする。
2. 国・自治体の委託・請負契約でも適切に価格交渉・転嫁がなされているのか。
（コストが上がった場合に）**適切に価格交渉・転嫁に応じる**ように各省庁にお願いしたい。
3. 「協議に応じない価格決定」などの禁止を基本とする、**下請法改正法案**はなるべく早く国会に提出し、価格転嫁・取引適正化を更に徹底していきたい。担当大臣にお願いしたい。